

第1部 なぜ、司法書士が「小学生」への法教育に取り組むことになったのか
報告1：広島司法書士会の「親子法律教室」6年間の取り組みから

1. 広島会のこれまでの活動

a. 広島会における法教育活動

- | | |
|----------|-------------------------|
| 平成6年～現在 | 高校生のための法律教室 |
| 平成16年～現在 | 法教育・消費者教育の充実発展に向けた情報交換会 |
| 平成20年3月 | 法教育シンポジウム in 広島 |
| 平成21年～現在 | 親子法律教室 |

b. 6年間の親子法律教室

- 第1回 平成21年12月5日（土） 参加者11組23名
「江戸しぐさ ってなんね～？ ―遊んで学ぼう ルールづくり」
内容：ルールづくり・法
題材：江戸しぐさ・交差点の通行・空飛ぶ自動車
- 第2回 平成23年3月27日（日） 参加者23組49名
「ええがに分けて みんない！
～何が公平か、いっしょに考えよう～」
内容：公平・公正
題材：クリスマスケーキを分ける・水を分ける
- 第3回 平成24年3月31日（土） 参加者28組62名
「約束したのに・・・
～経験を生かそう！仲良く暮らしていくための知恵～」
内容：約束の意味や事前の話合いの重要性・トラブル回避
題材：童話『桃太郎』から50年・自転車の貸借
- 第4回 平成25年3月24日（日） 参加者21組47名
「仲直りできるかな？
～いっしょに考えよう！もめごとをかいつくす方法～」
内容：紛争の適切な解決
題材：自転車の貸借・和解・仲裁
- 第5回 平成26年3月21日（金）・22日（土） 参加者39組88名
「『約束』ってなんじゃろう？
～考えてつくろう！えがおのつながり～」
内容：契約の意義・契約の自由と責任
題材：りんごの売買・社会にある約束（≒契約）の発見
- 第6回 平成27年3月21日（土） 参加者22組52名
「大切な一人ひとりの考え
～みんなでしっかり話し合っ決めてよう！～」
内容：民主的な意思決定・少数意見の尊重・公正
題材：合唱大会の曲目や小学校校舎の建設地の選定

2. 広島会の親子法律教室

a. 特徴

- ①プログラムの工夫
アイスブレイク／2部構成／修了証書の授与
- ②テーマやワークへのこだわり
法の基礎となる価値について考える
- ③子ども目線への配慮
リラックスした雰囲気づくり／手や体を動かす／発達段階への配慮

b. 分析

- ①ヒト：外部講師・タレント ⇒ 高校・大学教員 ⇒ 司法書士
プロジェクトチーム（公募）
- ②モノ：法教育の教材／授業運営の文献／人形劇やインパクトのある大道具
- ③カネ：初年度は低額予算／日司連との共催もあり第2回から予算増
日司連等の協力と広島会内部の理解が進む

c. 第6回親子法律教室の風景

ワークの工夫／思い切った演出／本物の〇〇を使う

3. 親子法律教室への思い

a. 法務省法教育研究会の報告（平成16年11月）から10年

『司法書士は、地域において市民生活に密接にかかわる法律実務家であるという特性を生かし、学校教育を基礎として、生涯学習までを視野に入れた取り組み、さらには、これらの実践活動を通じて、法教育の必要性を周知する役割を果たすことが望まれる。』（「報告書」28頁より）

b. 小学生に対する法教育の効果について

小学校高学年の子どもが有する法的素養は大人が目を見張るものがあり、発達段階の法的萌芽を法律実務家が育むことには大きな意義があると感じている。子どもと保護者が法律教室に参加し、法的な問題をそれぞれが考え、それぞれが話し合うという体験はかけがえのないものである。このような体験が子どもたちの未来、保護者の未来に生きるものとなることを信じている。

c. 広島会の課題

- ①新たなコンテンツ創出とこれまでの事業の整理
- ②子どもたちへの接し方・関わり方

4. ようこそ親子法律教室へ！